



# 三重県公報

令和4年7月19日 (火)

第 329 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
434	令和4年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市町行財政課)	2
435	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	2
436	同件	( 同 )	4
<b>公 告</b>			
	土地改良事業計画の変更認可	(農地調整課)	4
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	5
	同件	( 同 )	5
	同件	( 同 )	5
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	5
<b>特定調達公告</b>			
	随意契約の相手方を決定した旨	(税務企画課)	6
	落札者を決定した旨	(大気・水環境課)	6

**告 示**

**三重県告示第 434 号**

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

令和 4 年 7 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	男女	筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民、作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集期間	試験期日		採用時期
令和 4 年 7 月 25 日 （月）まで	筆記試験及び適性検査（We b 試験方式）	口述試験及び身体検査	・令和 4 年 9 月末及び 11 月末 ・令和 5 年 3 月下旬から 4 月上旬
	令和 4 年 7 月 31 日（日）～8 月 2 日（火） （任意の 1 日の 8:00～18:00 の間）	令和 4 年 8 月 7 日（日）	

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上 33 歳未満の男女（32 歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において 33 歳に達していない者に限る。）。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

試験場の名称及び住所		備 考
筆記試験及び適性検査	口述試験及び身体検査	※ We b 試験に必要なインターネットの環境のない応募者は、下表の指定された場所で We b 試験を受験するものとする。
受検者の任意の場所（※）	陸上自衛隊久居駐屯地 津市久居新町 975	

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2) 各市役所及び各町役場

6 その他

新型コロナウイルス感染拡大防止等により、自衛官候補生の採用試験を延期又は中止する場合があります。

**三重県告示第 435 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 7 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン芸濃

津市芸濃町椋本一ツ谷 3083

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	宮崎 剛

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	小林 健太郎

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	宮崎 剛
マックスパリュ中部株式会社	愛知県名古屋市中区錦一丁目 18 番 22 号	鈴木 芳知
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目 7 番 7 号	白土 孝
株式会社三城	東京都港区港南 4 丁目 1 番 8 号	加賀 純一
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	矢野 博丈

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	小林 健太郎
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	矢野 靖二
ガットリベロ株式会社	滋賀県野洲市上屋 471 番地 6	荒木 伸也
中日興業株式会社	愛知県名古屋市中区丸の内一丁目 7 番 31 号	加藤 正和
株式会社パリミキ	東京都中央区日本橋室町二丁目 4 番 3 号	澤田 将広
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266-1	大村 浩一

3 変更年月日

2(1) 令和元年 9 月 6 日

2(2) 令和 4 年 4 月 20 日

4 変更理由

2(1) 代表者変更のため

2(2) 店舗の入替のため

5 届出の日

令和 4 年 6 月 15 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
 令和4年7月19日から同年11月21日まで  
 開庁日の午前9時から午後5時まで

**三重県告示第436号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年7月19日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 イオンタウン四日市泊  
 四日市市泊小柳町2番地1ほか20筆
- 2 変更事項  
 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区麹町五丁目1番地1	辻田 泰徳

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区麹町五丁目1番地1	織田 寛明

- 3 変更年月日  
 令和4年4月1日
- 4 変更理由  
 大規模小売店舗を設置する者の代表者を変更したため
- 5 届出の日  
 令和4年7月4日
- 6 届出等の縦覧場所  
 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
 令和4年7月19日から同年11月21日まで  
 開庁日の午前9時から午後5時まで

**公 告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、土地改良事業（松阪西黒部土地改良区維持管理事業）の計画変更を令和4年7月7日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和4年7月19日

三重県知事 一見勝之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県津農林水産事務所長から通知がありました。

令和 4 年 7 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和 4 年 7 月 5 日から同月 29 日まで
- 3 作業地域  
津市一身田上津部田、同市安濃町中川、同市安濃町連部及び亀山市安知本町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県四日市農林事務所長から通知がありました。

令和 4 年 7 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和 4 年 6 月 29 日から令和 5 年 2 月 28 日まで
- 3 作業地域  
鈴鹿市下箕田町、同市北若松町及び同市中箕田町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 7 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（3 級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和 4 年 6 月 27 日から同年 10 月 4 日まで
- 3 作業地域  
亀山市安坂山町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 4 年 7 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 4 年 7 月 6 日	いなべ市員弁町畑新田字三反丸 817-1	三重郡朝日町大字柿 1161-1 フージュ 101 上 垣 順 平 三重郡朝日町大字柿 1161-1 フージュ 101 上 垣 美 保
令和 4 年 7 月 7 日	伊賀市上野車坂町 680-7 ほか 2 筆	伊賀市緑ヶ丘南町 4408-7 株式会社中里工務店 代表取締役社長 中 里 雅 紀

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年7月19日

三重県知事 一見勝之

1	特定役務の名称	地方税共通納税システム対象税目拡大に伴う総合税システム仕様変更業務委託契約
2	担当部局	津市栄町一丁目891番地 吉田山会館2階 三重県総務部税務企画課電算班
3	契約の相手方を決定した日	令和4年6月17日
4	契約の相手方	三重県津市羽所町700番地 富士通 J a p a n 株式会社三重支店 支店長 渡邊 真司
5	契約金額	88,232,870円（うち消費税及び地方消費税8,021,170円）
6	決定手続	随意契約
7	随意契約の理由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年7月19日

三重県知事 一見勝之

1	特定役務の名称	三重県環境総合監視システム再構築等業務委託
2	担当部局	三重県津市広明町13番地 環境生活部 大気・水環境課
3	落札者決定日	令和4年7月1日
4	落札者	兵庫県神戸市灘区岩屋北町4丁目5番22号 株式会社コベルコE&M 代表取締役 浅田 秀樹
5	落札金額	入札価格 57,400,000円 契約金額 63,140,000円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	令和4年5月10日

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---